

子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）についての 区の対応について

国は、幼児教育・保育の無償化により、新たに「子育てのための施設等利用給付」の仕組みを創設し、対象となる施設を拡大します。

区では、これまで認証保育所や認可外保育施設に通う児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、独自に助成を行っており、国の幼児教育・保育の無償化を踏まえて、次のとおり対応します。

1 背景

子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、国は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）を開始し、保育園や幼稚園に対して公定価格に基づき、財政支援を保障する施設型給付の仕組みを創設しています。

国は、令和元年10月に8%から10%に引き上げを予定している消費税を財源として幼児教育・保育の無償化を実施することとし、新たに子育てのための施設等利用給付の仕組みを構築し、認可外保育施設やベビーシッター等を利用する場合にも上限額を設けて、無償化の対象とすることとしています。

区では、これまで認証保育所や認可外保育施設に通う児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、独自の助成を行っていますが、国の幼児教育・保育の無償化を踏まえた見直しが必要となっています。

2 区の基本的な考え方

（1）国の考え方

国は、本年10月から実施する幼児教育・保育の無償化では、3歳児クラス以上の子ども（2歳児クラスまでは非課税世帯の子どものみ）の保育園や幼稚園、認定こども園の保育料を無料とするほか、新たに、認可外保育施設等を利用する場合においても、上限額（月額37,000円）を設けたうえで無償化の対象とすることとしています。

（2）区のこれまでの取組

区では、子ども・子育て支援新制度の開始に合わせ、平成27年4月から認証保育所に通う場合において、認可保育園との保育料負担の均衡を図

り、利用者の負担の公平性を確保する観点から、認可保育園に通う場合の保育料との差額助成を行っています。

また、平成28年4月からは、東京都の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設（以下「証明書の交付のある認可外保育施設」という。）について、認証保育所とほぼ同様の保育の質が担保されていることを確認し、認可保育園の入園の申込みをしながら、証明書の交付のある認可外保育施設に通う児童（月160時間以上の利用契約）の保護者を対象に、認可保育園に通う場合の保育料との差額助成を行っており、平成29年度から、保育料の基準額を2万円引き上げて、97,000円（3歳児以上の場合）としています。

（3）区の基本的な考え方

区では、これまで、認証保育所や証明書の交付のある認可外保育施設に通う児童の保護者と認可保育園に通う児童の保護者との保育料負担の均衡を図るため、保育料の助成を行っています。

本年10月から実施する幼児教育・保育の無償化により、認可保育園に通う3歳児クラス以上の子どもの保育料を0円とすることから、現行の助成額の対象となる基準額を上限として無償化することとします。

ただし、現在助成の対象とはしていない、東京都の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設（以下「証明書の交付のない認可外保育施設」という。）に通う児童の保育料については、国においても猶予期間として暫定的に対象とされていることから、国の基準に準じて月額37,000円を上限に無償化の対象とすることとします。

3 港区保育室（認可外保育施設）について

港区保育室は、これまで認可保育園とあわせて入園する児童を決定し、保育内容についても認可保育園と同様の施設として運営をしていることから、引き続き、保育園と同様の負担となるよう、3歳児クラス以上の基本保育料は無料とし、給食費（月額5,000円）を実費徴収することとします。また、2歳児クラスまでの児童については現行の保育料を継続します。

4 認証保育所（認可外保育施設）について

認証保育所に通う児童については、3歳児クラス以上の子どもの保育料については、認証保育所が定める保育料の上限である月額77,000円まで無償化することとし、2歳児クラスまでの子どもについては、引き続き認可保育園の保

育料との差額を助成することとします。

5 認可外保育施設等（認可外保育施設）について

（1）証明書の交付のある施設

証明書の交付のある認可外保育施設に通う3歳児以上の子どもの保育料については、これまでの助成対象の基準額である月額97,000円までを無償化し、2歳児クラスまでの子どもについては、認可保育園の保育料との差額を引き続き助成することとします。

（2）証明書の交付のない施設及びその他の事業等を利用する場合

現在、証明書の交付のない認可外保育施設に通う場合や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッター等の事業については、利用料をすべて保護者が負担しています。

幼児教育・保育の無償化にあわせ、区は、国の基準と同様に3歳児クラス以上の児童については、月額37,000円（2歳児クラスまでの非課税世帯の児童は月額42,000円）を上限に無償化することとします。

証明書の交付のない認可外保育施設については、東京都との連携や施設の運営状況の確認などにより、保育の質を確保していきます。

6 実施の時期

令和元年10月1日

7 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7月下旬 ホームページでの周知（区立保育園、認定こども園）

8月中旬 広報みなど、ホームページ等での周知（施設等利用
給付）

10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育・保育の無償化の対象施設について

区 分	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
対象施設	<p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	<p>【特定子ども・子育て支援施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園（国立・公立大学法人立） ・ 幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部） ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・ 認可外保育施設（認証保育所、ベビーシッター含む） <p>※届出あり</p>
国の考え方 (3歳児以上)	基本の保育料を無料 給食費を実費徴収	月額 37,000 円までを上限として無償化

※企業主導型保育事業は、子ども・子育て拠出金により無償化されます。

認可外保育施設保育料助成(認証保育所を含む)の見直しについて

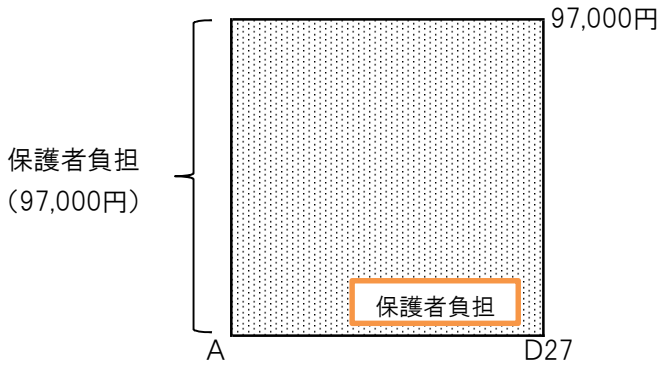
現行制度

幼児教育・保育無償化後

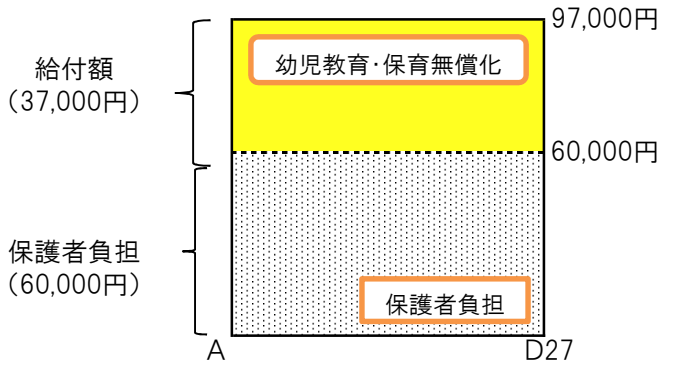
【国制度】

3歳児クラス

3歳児クラス



区分	A階層	D27階層
国	—	—
都	—	—
区	—	—
保護者	97,000	97,000



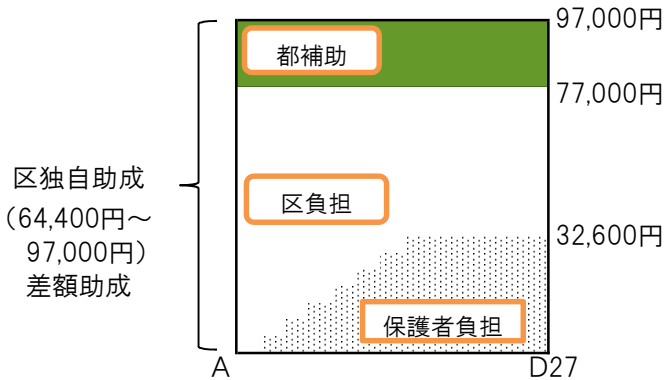
区分	A階層	D27階層
国	18,500	18,500
都	9,250	9,250
区	9,250	9,250
保護者	60,000	60,000

国制度 37,000円(国1/2、都・区1/4)

【港区】

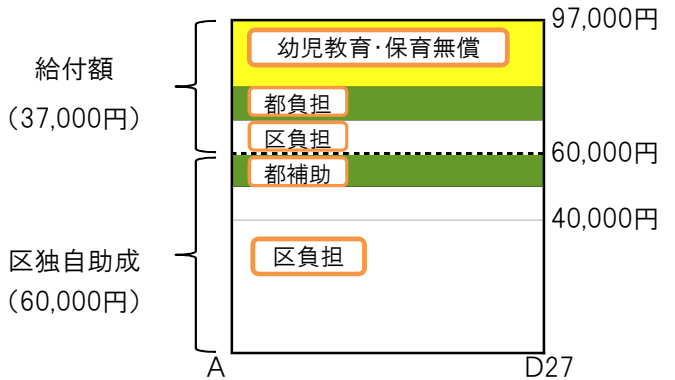
3歳児クラス

3歳児クラス



区分	A階層	D27階層
国	0	0
都	20,000	20,000
区	77,000	44,400
保護者	0	32,600

都補助 40,000円(都1/2、区1/2)



区分	A階層	D27階層
国	18,500	18,500
都	19,250	19,250
区	59,250	59,250
保護者	0	0

国制度 37,000円(国1/2、都・区1/4)
都補助 20,000円(都1/2、区1/2)

現行の区の助成制度は、認可保育園に通った場合と同じ保育料負担となるよう、認可外保育施設(認証保育所を含む)保育料(基準額)と認可保育園保育料との差額を助成しています。

幼児教育・保育の無償化により、国は認可外保育施設を利用する児童について、月額37,000円を上限に無償化とすることとしています。

区は、これまで認可外保育施設に通う児童の保育料を独自に助成しており、国の制度にそのまま移行した場合は、多くの保護者が現行よりも負担が増加するため、現在の区の独自助成を継続することを基本とします。

認可外保育施設保育料助成（平成30年度受給者）に基づく試算について

1 現行の助成制度

（単位：人、円）

区分	3歳児	4～5歳児	計
助成額	44,521,200	37,252,800	81,774,000
国負担	0	0	0
都負担	12,480,000	9,600,000	22,080,000
区負担	32,041,200	27,652,800	59,694,000
保護者負担額	16,006,800	9,307,200	25,314,000
計	60,528,000	46,560,000	107,088,000



2 幼児教育・保育の無償化への対応

（案1）区が差額助成を継続した場合

区分	3歳児	4～5歳児	計
助成額	60,528,000	46,560,000	107,088,000
国負担	11,544,000	8,880,000	20,424,000
都負担	12,012,000	9,240,000	21,252,000
区負担	36,972,000	28,440,000	65,412,000
保護者負担額	0	0	0
計	60,528,000	46,560,000	107,088,000

国の無償化の財源により保護者負担分をカバー

（案2）国の基準額及び都制度に合わせて実施する場合

区分	3歳児	4～5歳児	計
助成額	35,568,000	27,360,000	62,928,000
国負担	11,544,000	8,880,000	20,424,000
都負担	12,012,000	9,240,000	21,252,000
区負担	12,012,000	9,240,000	21,252,000
保護者負担額	24,960,000	19,200,000	44,160,000
計	60,528,000	46,560,000	107,088,000

助成額の減少や国の負担により区の財政負担は減少

※平成30年度受給者（3歳児：52人、4歳～5歳児：40人、合計92人）に基づく試算です。
 ※認可外保育施設保育料助成と認証保育所保育料助成については、基準額が異なるものの考え方は同一であり、国や都の負担は同様です。

平成30年度認可外保育施設保育料助成児童の保育料の階層分布について

区 分	階層	階層別人数 (全年齢)		階層別人数 (0～2歳児クラス)		階層別人数 (3歳児クラス)		階層別人数 (4～5歳児クラス)		
		人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	
生活保護世帯等	A	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
区民税非課税世帯	B	14	4.33%	11	4.76%	1	1.92%	2	5.00%	
区民税均等割のみ	C 1	1	0.31%	0	0.00%	0	0.00%	1	2.50%	
区民税所得割課税額	5,000円未満	C 2	1	0.31%	1	0.43%	0	0.00%	0	0.00%
	5千円以上5万円未満	C 3	7	2.17%	6	2.60%	0	0.00%	1	2.50%
	5万円以上6万円未満	D 1	1	0.31%	1	0.43%	0	0.00%	0	0.00%
	6万円以上7万円未満	D 2	1	0.31%	0	0.00%	0	0.00%	1	2.50%
	7万円以上8万6千円未満	D 3	1	0.31%	1	0.43%	0	0.00%	0	0.00%
	8万6千円以上12万3千円未満	D 4	5	1.55%	4	1.73%	1	1.92%	0	0.00%
	12万3千円以上16万円未満	D 5	12	3.72%	6	2.60%	2	3.85%	4	10.00%
	16万円以上18万円未満	D 6	5	1.55%	2	0.87%	3	5.77%	0	0.00%
	18万円以上20万円未満	D 7	9	2.79%	7	3.03%	0	0.00%	2	5.00%
	20万円以上22万円未満	D 8	6	1.86%	3	1.30%	3	5.77%	0	0.00%
	22万円以上24万円未満	D 9	6	1.86%	5	2.16%	1	1.92%	0	0.00%
	24万円以上26万円未満	D 10	4	1.24%	4	1.73%	0	0.00%	0	0.00%
	26万円以上27万円未満	D 11	2	0.62%	1	0.43%	1	1.92%	0	0.00%
	27万円以上28万円未満	D 12	4	1.24%	3	1.30%	1	1.92%	0	0.00%
	28万円以上29万円未満	D 13	3	0.93%	3	1.30%	0	0.00%	0	0.00%
	29万円以上30万円未満	D 14	4	1.24%	3	1.30%	1	1.92%	0	0.00%
	30万円以上31万円未満	D 15	2	0.62%	1	0.43%	0	0.00%	1	2.50%
	31万円以上32万円未満	D 16	2	0.62%	2	0.87%	0	0.00%	0	0.00%
	32万円以上33万円未満	D 17	3	0.93%	3	1.30%	0	0.00%	0	0.00%
	33万円以上37万円未満	D 18	14	4.33%	11	4.76%	3	5.77%	0	0.00%
	37万円以上41万円未満	D 19	17	5.26%	14	6.06%	3	5.77%	0	0.00%
	41万円以上45万円未満	D 20	8	2.48%	6	2.60%	1	1.92%	1	2.50%
	45万円以上49万円未満	D 21	7	2.17%	5	2.16%	1	1.92%	1	2.50%
	49万円以上56万円未満	D 22	22	6.81%	16	6.93%	3	5.77%	3	7.50%
	56万円以上63万円未満	D 23	20	6.19%	16	6.93%	2	3.85%	2	5.00%
	63万円以上70万円未満	D 24	12	3.72%	6	2.60%	2	3.85%	4	10.00%
	70万円以上80万円未満	D 25	13	4.02%	10	4.33%	1	1.92%	2	5.00%
80万円以上90万円未満	D 26	18	5.57%	13	5.63%	2	3.85%	3	7.50%	
90万円以上	D 27	99	30.65%	67	29.00%	20	38.46%	12	30.00%	
合 計		323	100.00%	231	100.00%	52	100.00%	40	100.00%	

1. 幼児教育・保育無償化の全体像(保育園・幼稚園等)

参考資料5

区分	子どものための教育・保育給付			子育てのための施設等利用給付(新設) ※私立幼稚園以外は、保育の必要性がある人(施設等利用認定の新2号、新3号認定者)のみ対象								
	保育園	認定こども園 (2、3号認定)	幼稚園(区立) 認定こども園 (1号認定)	認可外保育施設(児童福祉法の届出必須)				ファミリーサポート、ベビーシッター、病児保育等(償還払い)	私立幼稚園(償還払い) (新制度未移行)	幼稚園の預かり保育 (償還払い)	障害児通所施設	
				港区保育室(現物支給)	認証保育所(現物支給)	証明書交付あり(償還払い)	証明書交付なし(償還払い) (5年間の経過措置)					
国の考え方	【3～5歳児】 ・保育料を無償化 ・給食費を実費徴収(年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を免除) (主食費3,000円、副食費4,500円) 【0～2歳児】 ・住民税非課税世帯のみ無償化			【3～5歳児】 ・月37,000円まで無償化 【0～2歳児】 ・住民税非課税世帯のみ月額42,000円まで無償化						【3～5歳児】 ・月25,700円まで無償化 ・給食がある場合は実費徴収(低所得世帯のみ副食費を助成)	【3～5歳児】 ・月額450円、月上限11,300円まで無償化	【3～5歳児】 ・月37,000円まで無償化 【0～2歳児】 ・住民税非課税世帯のみ月額42,000円まで無償化
区 3歳児以上	保育料	0円	0円	0円 ※他サービスとの併用は不可	0円(月額77,000円まで<区独自>) ※現行制度を継続	0円(月額97,000円まで<区独自>) ※現行制度を継続	0円(月額37,000円まで<国基準どおり>) ※上限を超える部分は保護者負担		0円(月額33,400円まで<区独自>) ※低所得世帯等に上乗せ補助あり	(区立)一時利用:月額800円、年間利用:月額8,000円(私立)施設が定める保育料※区立・私立とも月額450円、月上限11,300円まで償還給付	0円	
	給食費	【実費徴収】 月額 5,000円 ※減免対象者 区民税額57,700円未満は0円 第2子以降の子どもを免除 0円<区独自>	【実費徴収】(認定こども園のみ) 月額 5,000円(日額250円) ※減免対象者 区民税額77,100円以下は0円 第2子以降の子どもを免除 0円<区独自>	【実費徴収】 月額 5,000円 ※減免対象者<区独自> 区民税額57,700円以下は0円 第2子以降の子どもを免除 0円<区独自>	-	-	-	-	(給食実施園のみ) 【実費徴収】 低所得世帯(区民税額77,100円以下)に対し、副食費を月額4,500円まで助成	-	実費徴収 ※減免対象者<区独自> 区民税額77,100円以下は0円 第2子以降の子どもを免除 0円 ※こども療育バオは日額200円	
	保育料	世帯収入に応じて徴収 3歳児 0円～32,600円 4・5歳児 0円～26,000円	世帯収入に応じて徴収 0円～8,000円(8,500円)	世帯収入に応じて徴収 3歳児 0円～32,600円 4・5歳児 0円～26,000円	<区独自> 認可保育園保育料との差額を助成 3歳児 0円～32,600円(助成額上限44,400円～97,000円) 4・5歳児 0円～26,000円(助成額上限51,000円～97,000円)			保護者が全額負担 ※みなと保育サポート 減免あり	保護者が全額負担 ※派遣型一時保育事業 減免あり	保護者が負担し、区が補助・就園奨励費(世帯収入に 応じ月額0円～約25,700円) ・保護者補助金(一律月額 23,200円)<区独自>	保護者が全額負担 (区立)一時利用:日額800 円、年間利用:月額8,000円 (私立)施設が定める保育料	世帯収入に応じて徴収(利用総 費用額の1割負担) 0円、4,600円、37,200円
給食費	実費徴収なし (保育料として徴収)	【実費徴収】(認定こども園のみ) 月額 5,000円(日額250円) ※減免対象者 区民税額77,100円以下は0円	実費徴収なし (保育料として徴収)	不明	-	-	-	(給食実施園のみ) 【実費徴収】	-	実費徴収 (※こども療育バオは、日額200 円)		
区 以下 2歳児	保育料	世帯収入に応じて徴収 ※現行と変更はありません。 0～2歳児 0円～83,200円	世帯収入に応じて徴収 ※現行と変更はありません。 0～2歳児 0円～83,200円	<区独自> 認可保育園保育料との差額を助成 0～2歳児 0円～83,200円(助成額上限0円～97,000円) 非課税世帯についても国の上限額42,000円を超える独自の乗せ)			保護者が全額負担 ※みなと保育サポート 減免あり	保護者が全額負担 ※派遣型一時保育事業 減免あり			世帯収入に応じて徴収(利用総 費用額の1割負担) 0円、4,600円、37,200円	

2. 多子世帯の負担軽減策

区分	保育園 (2号認定)	認定こども園 (2号認定)	(港区保育室)	幼稚園(区立) 認定こども園 (1号認定)	認可外保育施設(児童福祉法の届出必須)			ファミリーサポート、ベビーシッター、病児保育等(償還払い)	私立幼稚園 (新制度未移行)	幼稚園の預かり保育 (区立幼稚園のみ)	障害児通所施設		
					認証保育所	証明書交付あり	証明書交付なし (5年間の経過措置)						
国	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等			小学校3年生までの児童	-	-	-	-	小学校3年生までの児童	-	保育と同一	
	保育料	2人目 半額 3人目以降 無料	-	2人目 半額 3人目以降 無料	-	-	-	-	-	・就園奨励費として補助 2人目 月額約12,850円 3人目以降 月額約25,700円	-	2人目 半額 3人目以降 無料	
	給食費	2人目 実費徴収 3人目以降 無料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実費徴収 (※こども療育バオは、日額200 円)	
区	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 港区保育室、認証保育所、みなと保育サポート、認可外保育施設(証明書あり)<区独自> 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等			小学校3年生までの児童	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 港区保育室、認証保育所、みなと保育サポート、認可外保育施設(証明書あり) 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等			-	-	小学校3年生までの児童	小学校3年生までの児童	保育と同一
区 3歳以上	無償化	保育料	-	-	-	現行の保護者負担の状況や給食費の取扱いを踏まえて検討				現行の補助額を上限に、保護者補助金を増額支給<区独自>	※年間利用のみ 2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料<区独自>	-	
	給食費	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料	-	※認定こども園のみ 2人目以降 無料<区独自>	-	-	-	-	-	3人目以降 副食費を月額 4,500円まで助成	-	実費徴収 (※こども療育バオは、日額200 円)	
区 現行	保育料	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料	2人目以降 無料<区独自>	2人目以降 無料<区独自>	※保育サポート 2人目以降 無料	-	・就園奨励費として補助 2人目 月額約12,850円 3人目以降 月額約25,700円	※年間利用のみ 2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料<区独自>	2人目 半額 3人目以降 無料		
	給食費	-	-	※認定こども園のみ 2人目以降 実費徴収	-	-	-	-	-	-	-	実費徴収 (※こども療育バオは、日額200 円)	
区 以下 2歳児	保育料	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料	2人目 無料<区独自> 3人目以降 無料		2人目以降 無料<区独自>	2人目以降 無料<区独自>	※保育サポート 2人目以降 無料	-			2人目 半額 3人目以降 無料		
	給食費	-	-		-	-	-	-			実費徴収 (※こども療育バオは、日額200 円)		